

## 勝海舟記念館 寄附者への返礼品取扱いの変更について

区は、勝海舟基金へ1万円以上の寄附をいただいた区民以外の寄附者へ送付している返礼品のうち、扇子については、開館記念品として作成した。

寄附者は、リピーターが多く、かつ、この秋に開館3周年を迎えることから、返礼品について見直し、更なる寄附の獲得につなげていく。

### 1 取り扱い変更点（変更箇所を下線）

変更内容	変更前	変更後
返礼品目	扇子（非売品）	・ <u>手ぬぐい（えんじ色 非売品）</u>
1万円以上の寄附を複数回いただいた方への返礼品	次の3点から1点を選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコバッグ</li> <li>・記念館図録</li> <li>・咸臨丸航海図ハンカチ</li> </ul> ※次の2点は全員へ送付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無血絆創膏</li> <li>・名言五角鉛筆</li> </ul>	次の3点から1点を選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコバッグ</li> <li>・記念館図録</li> <li>・<u>手ぬぐい（えんじ色 非売品）</u></li> </ul> ※次の2点は全員へ送付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無血絆創膏</li> <li>・<u>一筆箋</u></li> </ul>

### 2 変更予定日

令和4年10月1日

### 3 返礼について（関係要旨）

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の制定に伴うふるさと納税指定制度に係る総務省告示（平成31年4月1日付け）を受け、令和元年6月1日以降、次のとおりの取り扱いとしている。

- （1）大田区民個人への返礼品提供は不可。  
但し、銘板掲載は返礼品に当たらないことを確認済み。
- （2）返礼品の返礼割合を寄附額の3割以下にすること。